

後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算療養費について～

●高額介護合算療養費とは

世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、申請によりその超えた額が支給されます。支給対象となる方には、毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

- 医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

●基準額表

【令和4年度分計算期間：令和4年8月1日～令和5年7月31日】

負担割合	区分		基準額（世帯の限度額）
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅰ※1	19万円
		区分Ⅱ※2	31万円
2割	一定以上所得者		56万円
3割	現役並み所得者		【課税所得145万円以上】 67万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得690万円以上】 212万円

※1 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）または老齢福祉年金を受給している方

※2 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 もしくは 住民課 戸籍保険グループ

～屋根からの落氷雪事故防止などのお願い～

毎年、冬になると沿道建物などからの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。冬期間の通行を円滑にし、事故を無くすため、特に次のことに注意するようお願いいたします。

- ◆落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物などには、**雪止めを設置**するようにしてください。すでに雪止めが設置されている場合は、針金などの錆、老朽化などによる**破損がないか必ず点検し、発見された際は早急に修繕**するようにしてください。
- ◆**落氷雪は、気温が-3℃から+3℃程度のときに発生しやすい**という特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には必ず複数人で行い、歩行者や遊んでいる子どもなどに十分注意するようにしてください。
- ◆交通事故および交通障害防止のため、**屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。**
- ◆落氷雪があった場合は、ただちに負傷者がいないか確認するとともに、歩行者などの通行の支障にならないように、ただちに除却してください。
- ◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。また、軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。
- ◆ビルの壁、窓枠、突出看板などからの落氷雪は少量でも危険であるため、**早めに付着した氷雪の除去を行う**ようにしてください。また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

落氷雪注意！

